

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	市税等の収納に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は市税等の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和6年11月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税等の収納に関する事務
②事務の内容	市税等の収納に関する事務とは地方税法等の法律に従い、納税者対象者から納められた各種税金に対して以下に記載された管理を行う事務を指す。 ※滞納整理事務は含まない。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。 ①課税事務より当初課税情報を受領する。 ②市町村による調査や税務署からの修正申告、更正決議等により課税事務で税額が変更された場合、変更調定情報を受領する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 ①収入金消込事務 調定情報と入金情報の関連付けを行い、調定の状態把握(完納・未納・過誤納)を実施する。 【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 ①口座振替依頼事務 口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替結果受領事務 口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替済通知書または口座振替不能通知書兼納付書を納税義務者へ送付する。 ③還付口座登録事務 還付金が発生した納税義務者より指定された、還付口座の照会・登録・管理を行う。 情報提供ネットワークを通じて公金受取口座情報の取得を行う。 【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。 【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を送送して納付を促す。 ①督促対象者宛に督促状を作成し、送付する。 【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で納税通知書(督促状)が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。 ①返戻事務 返戻された納税通知書(督促状)を返戻管理すると共に、対象者調査を行う。 ②公示事務 調査した結果、不明であった場合は公示を行う。 【年次繰越事務】 会計年度内の収入実績をまとめ、税務会計担当部署への提出用資料を作成する。 ①年次決算事務 会計年度の収入実績をまとめ、統計資料を作成して財務会計担当部署へ提出する。 ②滞納繰越事務 今年度の収入未済額を翌年度に徴収するため、翌年度の歳入予算として計上する。 【窓口事務】 納税義務者の申請により、証明書の発行や納付書の再発行を実施する。 <特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、収納業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供は行わない。 ②公金受取口座情報について、情報提供ネットワークシステムへの情報照会を行う

③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収納システム
②システムの機能	①調定情報照会機能: 収納システムで管理している調定情報を照会する機能。 ②調定登録・変更機能: 課税システムにて登録された調定情報の受け取り、登録、変更を行う機能。 ③収納消込機能: 納税者から納付された公金情報を収集し、納付情報を作成する機能。 ④口座振替機能: 金融機関への口座振替の依頼、振替結果の受領を行う機能。 ⑤還付・充当機能: 調定更正や誤納付により発生した過誤納金を還付・充当する機能。 ⑥督促発行機能: 指定した納期限の調定状態が本税未納(滞納)となっている対象に督促状を出力する機能。 ⑦返戻・公示登録機能: 住所不明などで返戻された納税通知書・督促状の調査結果・公示情報を入力する機能。 ⑧年(月)次繰越機能: 各種決算帳票の作成や、会計年度更新、滞納繰越調定情報の作成を行う機能。 ⑨MPN納付情報連携機能: 納付情報をMPN通信サーバーに更新するデータファイルを作成する機能。 ⑩納付書発行機能: 納付書を再発行する機能。 ⑪証明書発行機能: 納税証明、納付額証明等の各種証明書を発行する機能。 ⑫他システム連携機能: 滞納システム等の他システムとの連携用データファイルを作成する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	①住登者宛名管理機能: 住登者を住記システムより連携、管理する機能 ②住登外・事業所宛名管理機能: 住登外・事業所宛名を登録・修正する機能 ③共有宛名管理機能: 共有代表者の宛名を登録・修正する機能 ④送付先管理機能: 現住所と異なる送付先を登録・修正する機能 ⑤納税関係者管理機能: 相続人や納税管理等の納税関係者を登録・修正する機能 ⑥連絡先管理機能: 電話番号等の連絡先を登録・修正する機能 ⑦口座管理機能: 振替口座・還付口座を登録・修正する機能 ⑧世帯管理機能: 住登外者を世帯に加入・脱退する機能 ⑨納税組合管理機能: 納税組合やそれに属する組合員を登録・修正する機能 ⑩他システム連携機能: 税務システムや福祉系システム等と連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム3	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	①調定情報照会機能:滞納システムで管理している調定情報を照会する機能。 ②調定登録・変更機能:収納システムからの調定情報の登録を行う機能。 ③課税情報管理機能:各課税システムからの課税情報の登録を行う機能。 ③滞納処分管理機能:滞納処分情報の設定・照会および滞納処分に対する記事情報を入力する機能。 ④納付書発行機能:滞納者への納付書を発行する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 ⑥情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 ⑪情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)収納特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・第9条第1項 別表 24、100の項 以上の法令上の根拠より、税務事務である収納業務において個人番号を利用する。
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】市税等の収納に関する事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、132項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狭山市 収税課
②所属長の役職名	収税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1) 宛名特定個人個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されており、個人番号を有する者 および 住民基本台帳に登録されていない住登外者のうち、個人番号を有する者	
その必要性	住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用するため。	
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 市町村事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うために必要な情報として、本人確認情報(個人番号、4情報及びこれらの変更情報)を管理する必要がある。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	狭山市 収税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		・市町村における事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うため。 ・個人番号を利用した本人特定を実施するため。 ・公金受取口座情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて取得し還付等に使用するため。
④使用の主体	使用部署	狭山市 収税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および本人特定 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の事務における各種帳票への個人番号の記載 ③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに宛名特定個人情報ファイルの検索を行う。 ④住登者の再転入、住登外者の転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 ⑤番号法第九条に基づく個人番号の利用 ⑥市税等の過誤納金を還付するための公金受取口座情報の取得
	情報の突合	・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名特定個人情報ファイルを、宛名コードをもとに突合する。 ・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名特定個人情報ファイルを、宛名コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	宛名システムの保守・運用
①委託内容	宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 会社と従事者名簿の提出
	⑥再委託事項 宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☒ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
----------	---

提供先1

①法令上の根拠	
---------	--

②提供先における用途	
------------	--

③提供する情報	
---------	--

④提供する情報の対象となる本人の数	[]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-------------------	-----	--

⑤ 提供する情報の対象となる本人の範囲	
---------------------	--

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	

⑦時期・頻度	
--------	--

提供先2~5

提供先6~10

提供先11~15

提供先16~20

移転先1	収税課
①法令上の根拠	・番号法第九条、別表第一の事務において、事務の効率化に利用
②移転先における用途	収納システムに住登者データ・住登外者データを受け渡すことにより、収納情報との突合に利用する。
③移転する情報	宛名コード、世帯コード、氏名情報(カナ、漢字氏名)、外国人通称、生年月日、性別、続柄、現住所情報、住民となった日、住所を定めた年月日、消除日、異動事由、住定事由、消除事由、前住所情報、転出先情報、消国籍、在留情報(在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号)、送付先情報(送付先名称、送付先住所)、口座情報(口座番号、金融機関名称、名義人カナ)、納税管理人情報(カナ、漢字氏名、住所)、同一人宛名コード、納税組合情報(組合名)、個人番号
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	宛名システムに登録されている住登者、住登外者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名カナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード、121. 口座登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜宛名システムのソフトウェアにおける措置＞ ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・宛名情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際は専用のAPIを使用し、アクセスログを取得している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。			
・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。			
・特定個人情報ファイルの取扱いの記録			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）						[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている]		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。				
その他の措置の内容		「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報を扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。				
リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システムの担保するとともに、適正に事務運用を行う。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。						

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	狭山市 総務部 総務課 350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話 04-2953-1111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	狭山市 総務部 収税課 350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話 04-2953-1111
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年5月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	
令和1年5月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	西澤 秀明	収税課長 宮木 利彦	事後	
令和3年9月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第2	事後	
令和3年9月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	収税課長 宮木 利彦	収税課長	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和4年11月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを	【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。	【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。	事後	
令和4年11月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携	事後	
令和4年11月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機	事後	
令和4年11月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	・第9条第1項(利用範囲) 別表第一 16、30項	・第9条第1項(利用範囲) 別表第一 16、68、101項	事後	
令和4年11月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二 121項	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		その他[口座登録・連携ファイル関係情報]	事後	追記
令和4年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		行政期間・独立行政法人等[デジタル庁]	事後	追記
令和4年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		情報提供ネットワークシステム	事後	追記
令和4年11月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		121. 特定個人情報ファイル関係情報	事後	追記
令和5年8月1日	【表紙】公表日	2022/11/30	2023/8/1	事後	
令和5年8月1日	I 基本情報 ②事務の内容	③還付口座登録事務 還付金が発生した納税義務者より指定され	③還付口座登録事務 還付金が発生した納税義務者より指定され	事後	
令和5年8月1日	I 基本情報 ②事務の内容	Ⅲ. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提	Ⅲ. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提	事後	
令和5年8月1日	I 基本情報 4 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和5年8月1日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二 121項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	・市町村における事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うため。	・市町村における事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うため。	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および	①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および	事後	
令和6年11月15日	【表紙】公表日	令和5年8月1日	令和6年11月15日	事後	
令和6年11月15日	I 基本情報 4 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	

令和6年11月15日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークス	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要	①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および	①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および	事後	